

令和7年度第1回伊佐市総合教育会議 議事録

開催年月日 令和8年3月13日（金） 13時30分 開会
15時00分 閉会

開催の場所 伊佐市役所 大口庁舎2階大会議室

出席者	市 長	橋本 欣也
	教 育 長	春田 浩志
	教育委員	長野 則夫
	教育委員	鹿島 美幸
	教育委員	長野 吉泰
	(事務局)	
	企画政策課長	富満 庸彦
	企画政策課政策調整係長	門田 真幸
	企画政策課政策調整係事務主査	前田 祐太
	(関係者)	
	教育委員会教育総務課長	中村 康雄
	教育委員会学校教育課長	北川 政人
	教育委員会社会教育課長	岩元 祐子
	教委育委員会文化スポーツ課長	春園 四郎
	学校給食センター所長	山中 宏樹

1. 開会

2. 協議

(1) 改正給特法に係る「伊佐市立学校の教職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」について

(2) その他

3. 閉会

会議録

2. 協議

(1) 改正給特法に係る「伊佐市立学校の教職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」について

(企画政策課長)

本日は、教育委員会で策定された計画について、ご質問、ご意見等を伺っていくという形になりますので、3の協議につきましても、私の方で進行させていただきたいと思えます。それでは、(1)の改正給特法に係る「伊佐市立学校の教職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」について教育委員会の方から説明をお願いいたします。

(学校教育課長)

はい、学校教育課北川です。宜しくお願い致します。

それでは、「伊佐市立学校の教職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」について説明致します。まず、お開きください。計画策定にあたってということで、5項目をまず記載しております。今般の改正給特法を受け、服務監督権者である伊佐市教育委員会は、「伊佐市立学校の教職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」を策定いたしました。本計画の取り組みを推進するにあたり、より実効性のあるものにするために、以下のことに留意していただきたいと思います。

各学校長と教育委員会は、学校の管理運営において責任を有するものであり、業務分担の見直しや適正化、必要な執務環境の整備に加え、教職員の勤務時間管理及び健康管理についても責任を有しています。

教職員の人事評価において、管理職は本計画を踏まえた組織マネジメントに関する目標を設定したり、教職員は業務改善やワーク・ライフ・バランスの推進について目標等を設定したりするなど、具体的な記載を基に、その達成に向けて取り組んでいくことが大切です。

「在校等時間」とは、超過勤務を命じられた業務以外も含めて、教職員が校内に在校している時間及び校外での業務の時間を外形的に把握した上で合算し、そこから休憩時間及び業務代の時間を除いたものになります。

自宅等に持ち帰って業務を行う時間は、在校等時間には含まれません。本来、業務の持ち帰りは行わないことが原則であり、上限時間を守るためだけに、持ち帰りの時間が増加してしまうことは、厳に避けなければなりません。

本計画における目標等は、あくまで計画期間中にかかるもので、時間外在校等時間は可能な限り少なくすることを目指すべきであり、「上限である月30時間までなら構わない」という趣旨ではないということをまずはうたっております。

それでは目次の方をご覧ください。6 ページでございますが、順次に説明をさせていただきます。

まず1 ページ目です。計画の趣旨現状でございます。計画の趣旨、学校における課題が複雑な内容化する中において、学習指導要領を踏まえた教育課程等を確実に実施し、質の高い教育を持続発展させるためには、学校における働き方改革を実質的かつ着実に推進していくことが必要不可欠であり、第二次伊佐市教育振興基本計画（前期）にも「今後5年間に集中して取り組む施策」として位置づけてあります。

令和7年6月の給特法の改正を受けて全面改正された指針では、服務を監督する教育委員会及び校長等の学校の管理職は、労働安全衛生法などの関係法令に基づき、教育職員の勤務時間管理や健康管理を徹底し、業務分担の見直しや適正化、必要な環境整備等を進めることが求められています。また、教育職員の心身の健康を損なうことがないよう、安全配慮義務を十分に果たすことが明記されています。

本市のすべての子どもたちが、変化の激しい社会に的確に対応できるように、学校、家庭、地域がその役割を一層自覚し、それぞれが連携して、地域全体で心豊かで、健やかな子どもたちの育成を目指していくことが重要です。学校教育において、子どもたちを最前線で支える教職員一人ひとりが、心身ともに健康で、その専門性を十二分に発揮して、質の高い授業や教育活動を担っていけるような環境整備が求められています。学校における働き方改革を通して、本市の学校教育がさらに充実するとともに、教職員一人ひとりが意欲と能力を最大限に発揮し、働きがいを持って教育活動を展開できる勤務環境の実現ができるよう、本計画に基づく取組を進めてまいります。

本市の現状でございます。本市では、令和4年5月に、所管に属する学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針として、「教師の勤務時間の上限に関する指針」を定め、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできたところです。

具体的には、学校訪問や諸研修会等の見直しや学校給食費の公会計化、部活動休養日の設定、教育業務支援員、ICT 支援員の配置などを行うとともに、管理職研修会において、学校の業務改善に係る取組に関する研究協議等を行うなど、管理職のマネジメント能力の向上も図ってきました。

その成果として、各学校では、定時退校日の設定や会議の効率化、行事や業務の精選など、退校時間を意識した取組が進んできました。

こうした取組の結果、本市における学校職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりでした。

2 ページをお開きください。本市における令和6年度の時間外在校等時間の状況です。

時間外の在校等時間が月80時間を上回る割合については、小中学校ともそれほど多くはないものの、月に45時間を上回る割合は、小学校で2割弱、中学校で約3割となっております。校種、また、職種によっても状況に差が見られることから、課題に応じた一層の取組が必要であると考えられます。

教職員一人ひとりがこれまでの働き方をさらに見直し、自ら学ぶ時間や児童生徒と向き合う時間も確保することで、児童生徒に対してより良い教育が実現するとともに、学びの専門職としての働きやすさや働きがいと両立して、日々生き生きと児童生徒と接することができる環境の整備に向けて、働き方改革を一層推進していかなければなりません。こうしたことを踏まえて、本計画を策定するものでございます。

2つ目の目標でございます。本計画において達成を目指す目標は以下のとおりです。時間外在校等時間に関する目標です。

ア. 1ヶ月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にします。

イ. 一年間時間外在校等時間を360時間以下にします。

ウ. 一年間における1ヶ月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にします。

2つ目の目標です。ワークライフバランスや働き概要に関する目標です。四角囲みの方は、令和6年度の数値となっております。

ア. 年間の年次有給休暇の平均取得日数を15日以上にします。

イ. ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を8%まで減少させます。

ウ. ストレスチェックにおける健康リスクの値を80以下とします。

エ. 教職員が児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指し、ストレスチェックにおける仕事に対する満足度を3以上とします。

続きまして、3ページです。計画の期間でございます。計画の期間ですが、令和8年度から令和11年度の4年間といたします。これは、第二次伊佐市教育振興基本計画（前期）の期間が令和11年度までとなっていることに合わせたものでございます。なお、毎年度、目標等の達成状況を踏まえた必要な見直しを行ってまいります。

引き続き4番目、実施する業務量管理、健康確保措置の内容でございます。これにつきましては、業務の3分類を踏まえた業務の見直しとなっております。まず（1）学校以外が担うべき業務として、アからオまでの5項目を記載しております。

ア. 登下校時の通学路における日常的な見回り活動

- ・各地域や学校の実情を踏まえつつ、児童生徒が学校に登校する時間の見直しを推進します。

- ・保護者・地域住民による通学路の見守り活動を推進します。

イ. 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導されたときの対応

- ・放課後から夜間などにおける校外の見回りについて、学校が独自に行わないこととします。

- ・学校警察連絡協議会において、補導された児童生徒の引き取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有します。

ウ. 学校徴収金の徴収・管理（公会計化）

- ・給食費等の学校徴収金について、歳入歳出予算に組み入れる対象範囲や徴収手続き等

の精査を進め、公会計化について検討します。

エ. 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等

- ・地域学校協働活動の実施状況等に応じ、地域コーディネーターが中心となっていくものとします。その際、児童生徒の地域行事等への参加に伴う連絡調整についても、地域コーディネーターと学校の連絡調整については、教頭に責任や負担が集中しないよう、教職員間の適切な役割分担を行うものとします。

オ. 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

- ・学校が弁護士等の専門家を活用できる環境を整備すること等により、教育委員会等の行政機関の責任において当該苦情等に対応できる体制を構築します。

続きまして、教師以外が積極的に参画すべき業務として、アからキまでの 7 点を記載しています。

ア. 調査統計等への回答

- ・国や県から依頼される多種多様な調査について、教育委員会があらかじめ確認し、内容の重複等を精査して学校の回答に係る負担を軽減します。

- ・職員会議のペーパーレスの推進と ICT 機器を活用した調査の実施を推進します。

- ・調査回答の入力・集約を教育・業務支援員も行うことを推進します。

イ. 学校の広報資料、ウェブサイトの作成・管理、ICT 機器・ネットワーク設備

- ・学習 e ポータルを活用して、学校・学級からの案内・連絡等を電子化します。

- ・拠点校に ICT 支援員を配置し、学校ホームページの更新作業や ICT 機器、ネットワーク整備の日常的な保守・管理等、すべての小・中学校の支援を行います。

ウ. 地域開放施設（学校プール、体育館等）・設備の管理

- ・地域開放施設（学校プール、体育館等）の管理業務について、外部委託等の検討を行います。

エ. 校舎の開錠・施錠

- ・校舎の開錠・施錠が、特定の管理職に集中しないように、役割分担をするなどの取組を推進します。

- ・県や他市町村の動向を注視しつつ、外部委託等について検討します。

オ. 児童生徒の休み時間における安全への配慮

- ・児童生徒の休み時間に想定されるリスクについて、標準化されたマニュアルを作成します。

カ. 校内清掃

- ・各学校の実態に応じて、毎日清掃を見直し、放課後の時間確保を図ることを推進します。

キ. 部活動

- ・令和 9 年度までに、拠点校を中心に部活動指導員の配置を行うことを目標とします。また、当面の間、部活動指導員の配置により、市内 3 中学校で拠点校部活動（合同部活動）を実施しながら、部活動の地域展開を推進します。

最後、教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務です。こちら、アからウまでの3点でございます。

ア. 給食の時間における対応、授業準備、学習評価や成績処理、進路指導の準備

- ・給食時の対応は、複数の教職員による対応を推進します。
- ・教育業務支援員や理科支援員が授業準備や採点作業等の補助を行うことを推進します。
- ・統合型校務支援システムや校務共有・支援システムを活用して、公簿整理・成績処理や教職員間の連絡・情報共有等に係る事務負担を軽減します。
- ・中学校において、デジタル採点支援システムを活用して、採点・集計・成績管理等に係る事務負担を軽減します。

イ. 学校行事の準備・運営

- ・学校行事の準備、運営について、教育的価値を踏まえながら、地域等外部との連携を推進します。

ウ. 支援が必要な児童生徒・家庭への対応

- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の生徒指導関係の校内会議への参加目標を70%とし、専門的な知見を活用しつつ、教職員が連携・協働した支援体制を構築します。

・教育委員会において、医療・福祉・警察等の関係機関と学校との連携に関する研修を、学校のニーズを踏まえつつ効果的に実施することで、学校が組織として関係機関と連携・協働し、適切な役割分担のもと支援を行うことができる体制を構築します。

- ・必要に応じて、医療的ケア看護職員の学校派遣や特別支援教育支援員を配置します。

(2) 学校における措置の推進でございます。学校における以下の措置を推進することで、教職員が担う業務の適正化を図ります。

・各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となっているか確認し、必要に応じて指導・助言します。併せて、施行規則別表外の見直しについても、必要に応じて指導・助言します。

・学校行事や様々な教育活動について、それぞれの教育的価値を踏まえ、精選または統合を促進します。

・当初の狙いが形骸化し、十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間、頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行います。

・デジタル技術の活用により、校内・教職員間の事務・連絡業務や保護者対応等の校務を効率化します。

・勤務時間外の電話対応等について、自動音声機能等に対応した機器の導入を検討します。

・各学校において、学校評価の結果等に基づき学校運営の改善を図る場合に、その改善が在校等時間の長時間化につながらないようにするため、この実施計画に適合するものとなるように支援や指導を行います。

3 番目です。教職員の健康および福祉の確保に関する取り組みです。教職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組みます。

- ・1 箇月時間外在校等時間が 80 時間を超えた教育職員に、医師による面接指導を実施します。

- ・50 人未満の学校も含め、ストレスチェックの実施率を 100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場環境の改善を推進します。

- ・心身の健康問題についての相談窓口を設置します。

6 ページでございます。

- ・年次有給休暇についてまとめた日数を連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進します。

- ・学校における定時退校日を週 1 回以上設定するよう推進し、長期休業等の期間中に 3 日間程度の一斉閉校期間の設定を行います。

- ・早出遅出勤務制度など柔軟な働き方について県教育委員会との連携を図り、研究・検討を進めます。

最後、5 番目になります。関連する取組、今後のフォローアップについてです。

1. 取組の着実な実行を図るため、市内各学校の教職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、伊佐市のホームページでも報告するとともに必要な見直しを行い、定例の教育委員会および総合教育会議において報告することとします。

2. 学校での児童生徒等の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保にあたって、関係部局・関係機関とともに取り組みます。

3. 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本市で導入している出退勤管理システムで把握し、その他の目標については、本市で導入しているストレスチェックの結果から把握します。また、原則として行わないこととしている持ち帰り業務についても、その実態把握に努めます。

4. 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聴き取り、指導等を実施します。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題になっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施します。

5. 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を実施するなど、教育委員会からの支援を強化します。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施します。

- 6 番目、保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域に対し

て、本市における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組みます。以上でございます。

(企画政策課長)

ありがとうございました。ただいま説明がありましたけれども、何かご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

(橋本市長)

はい。質問いいですか。この原案になっているのは何を基に作られていますか。

(学校教育課長)

これは雛形として文部科学省から出されたもの、それから県から出されたもの、その2つを基にして作成しています。

(橋本市長)

毎日掃除を見直すとあるが、自分たちで掃除をして綺麗にすることは基本じゃないですか。僕は令和6年11月の初旬に菱刈中学校に行って感動したのは、トイレのスリッパが綺麗に並んでいたこと。授業の態度も素晴らしかったです。だから、そういう掃除を通して人間を磨くとか学ぶっていうのは、一丁目一番地だと思います。

また、小学校よりも中学校の方が時間外在校等時間比率はるかに高い。これだけ比率が違うのはなぜですか。

保護者のクレームって確実に増えているのですか。

(学校教育課課長)

今年度もスクールロイヤーを活用した案件等も、数件ございまして、年々、そういう専門的な弁護士たちに意見を聞かなければいけないような保護者からの要望等も増えていると感じてはいます。

(春田教育長)

私も校長を定年してもう7年ぐらいになるんですけど、そのような案件は確実に地方とか都市部とか関係なく増えています。うちは教育委員会独自で弁護士は雇用しておりませんので、県教委が雇用しているスクールロイヤーという法律の専門家がいらっやっています。どこの市町村もその関わった教員や校長、教頭も加わって、まずは対応する。それでも問題が、深刻化、長期化するときに、専門的な法律家に相談をしないと、なかなか前に進めない案件が増えているのは事実です。今年度も3件スクールロイヤーを活用

した。やはり法的な部門を教育委員会も学校の校長も聞かせていただくので、それに沿って、ある意味、法律をバックに自信を持った対応ができるということで、これは今後も絶対必要だと思っています。

それから、先ほど市長がおっしゃった小学校と中学校の差、この差については、多くの場合、中学校は部活動です。

冒頭で言われた掃除の件は、全部を無くそうとは学校も教育委員会も思っていません。自分たちが生活する所をしっかりと掃除をする意義というのは、やはり日本教育のいいところなので、これは外国の教育関係者も視察に来て、「日本の教育って素晴らしいね」という原点の部分である。何を減らせるかということをもっと学校の中で精査をして、その中でも、最低限この掃除の活動を生かしながら、例えば、週に1回は、朝、みんなでボランティア活動したら、いつもの掃除の時間は全て授業して、少しでも放課後を空ける取り組みを進めたいというのが現在の方向です。

(橋本市長)

経営者の本を読んでみてください。トイレ掃除や掃除をしっかりとって、そうやって自分を磨いてきて、そして社員みんなの思いを高めてきたことが書いてあります。そういう一丁目一番地の将来子どもたちが育っていった時の教育の段階の一番教えなきゃいけない部分だと思います。

(学校教育課長)

掃除時間を減らすということは、基本的にその勤務時間を、先生方の勤務時間を減らすということよりも、児童生徒と向き合う時間をさらに多くしたいという、そういう気持ちもあります。

(橋本市長)

掃除も一緒にやって向き合えばいいと思います。

(学校教育課長)

もちろん掃除をやるときには掃除一体でやりますけれども、また、例えば今も本当に複雑になってきた子どもたちの環境もあります。教育相談を行いたい、そして学力不振の子どもたちにも寄り添いたい、いろんな先生たちの思いもありますので、そういうようなところもその時間として、ぜひ勤務時間内でもしっかりと確保ができるような、そういうような取り組みを進めていきたいという思いもございます。

(橋本市長)

本当に教育をする本質として縮小する部分と、これだけは譲れないという部分が僕はメリハリがないといけないと思います。教育っていうのは勉強しているばかりではないと思う。廊下に物や塵が、落ちてたら、誰が見てようがいまいが拾ってゴミ箱に捨てる。これを自然にできるようになるような感覚っていうのは、掃除を通して行うことだと思います。

(春田教育長)

やっぱり学校のここの考え方の感覚は、本当にこれまで大事だと言われて、これからも大事だということも踏まえつつ、やはり大きく変革をしていかなければ、まず教員そのものがもういないという、いなくなるという危機感のもとに、わざわざ国は法律を改正してまで、全国にこの計画を立てて、それぞれしっかり勤務時間を把握して、改善に努めようとしています。

また、全く経験がない部活の顧問になって、それで目覚めて頑張るといえるものもありますが、全然違うことさせられて苦痛でしかないというところには、せめて土日には市の指導員を充てて、少なくとも平日は頑張ってください。やっぱりそういうことを考えて、今までの教員だから当たり前、学校だから当たり前という部分にもメスを入れていかなければ、今後の学校教育は非常に厳しいと思っています。ある程度のしっかりとした教員の意識ややりがいを持ちながらも、ある程度プライベートな時間というのは公務員として確保してあげないと、教育の道に頑張ろうというのはなかなか難しい時代になってきているということが大元にやっぱりあります。市長がおっしゃる掃除の大事さとかも思いながらも、何かに何かを変えていかなければ、できるだけ勤務時間の中で仕事を納めていただくということはなかなか難しい。

毎年、先ほどあったように法律の改正によって、総合教育会議において、この進捗状況は報告しなさいという法律によって規定されましたので、毎年中心になる議題は他にもあったとしても、この計画のことは必ず毎年触れていかないといけないという風になっていますので、今の市長のご意見等を考えながら、また教育委員の皆さんとも協議をしていきたいと思っています。

(橋本市長)

当然時代に合わせてやらなきゃいけない部分があるのだから理解できます。ただこの中にある掃除の問題とか、ここだけは譲れないという一丁目一番地の問題は持ってほしい。先生自らがしっかりと、掃除をする姿を見せながら、子供と一緒に掃除をする姿。これは授業時間よりも尊い時間じゃないかなって僕は思うんです。この部分っていうのをこだわらなきゃいけない部分っていうのはあると思います。

(企画政策課長)

他にご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

(春田教育長)

この計画については、教育委員会で策定をして、市長に報告をするとなっておりますので、今、市長からご意見をいただいたご指摘を頂いた件については、先ほど担当課長が説明したように、毎年度見直しをしていくことになりますので、また教育委員会も教育委員、担当も議論しながら、必要なところは修正しながらやっていきたいという風に思っています。

(橋本市長)

もう 1 つだけ聞かせてもらっていいですか。学校徴収金の管理については公会計化って書いてあるんですけど、うちは給食センターも公会計化してますよね。それ以外に何か公会計化しないといけないものがあるんですか。

(春田教育長)

教材費など、とにかく学校での現金徴収とか、学校のそういう業務を取ってくれと言っている。

(橋本市長)

勤務時間について、管理職の先生に対してはうたっていないわけですね。

(春田教育長)

いや、対象は一緒です。校長、教頭なども全て入ります。

(橋本市長)

ということは今、校長先生、教頭先生が各校区コミュニティの役員として入って、会合に出たりとかもされていますけども、そういうのも対象になるということですか。

(春田教育長)

なりません。時間外在校等時間に入れられるのは条件がある。直接、学校とは関係ないこの時間には入っていません。

(橋本市長)

学校の先生だから仕方なしにやっているんじゃないですか。意味は一緒じゃないんですか。

(春田教育長)

一緒なんです、国はそのような線引きをしています。

(橋本市長)

湯之尾神舞で校長先生、教頭先生が練習をして、夜中回ったりすると思う。湯之尾小学校だからしないといけない。それは入ってないと言ってもそれは断れない状況にあるのは事実ですよ。部活の顧問と一緒にじゃないですか。

(春田教育長)

ですから、この2ページにある実態もそういったのは全て弾かれています。現実的には学校にいる時間はこれよりも長いと思います。

(橋本市長)

校舎の開錠施錠も学校が担うべきじゃないって書いてあるんですけど、誰が担うんですか。

(春田教育長)

県立学校は以前から校務員さんみたいな方を県が配置をしています。

(橋本市長)

伊佐みたいな小規模の学校だったらそれは必要ないと感じます。

(企画政策課長)

それではよろしいでしょうか。このご質問のことは今後の見直しの参考にしていただければと思います。続きまして、その他になりますが、今回の計画以外でご意見、お考えのある方はいらっしゃいませんか。それでは、ご発言等ございませんので、以上とさせていただきます。それでは、以上をもちまして、令和7年度第1回伊佐市総合教育会議を閉会いたします。本日はありがとうございました。

3. 閉会